

札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第25回）議事概要

1 日時

平成22年6月21日（月）午後3時から午後5時まで

2 場所

札幌地方裁判所本館1階検察審査会会議室

3 出席者

（委員）今川かおる，岡 俊介，岡田美知子，齋藤 隆，常見信代，肘井博行，松井
英美子，吉田克己，渡辺 康（五十音順 敬称略）

（説明者）事務局長矢野哲郎，民事首席書記官上田俊明，刑事首席書記官半藤政一，札
幌検察審査会局長久保松男

（庶務）安藤正樹，夕下広士

4 議事トピックス

(1) 第25回委員会においては，半藤刑事首席書記官から前回地裁委員会以降の裁判員裁判の実施状況等について，肘井委員から自らが裁判員裁判の弁護人になった経験に基づいた報告がそれぞれなされ，質疑応答がありました。

(2) 次に，札幌検察審査会久保局長から，札幌検察審査会における審査，広報活動の現状について報告がなされ，質疑応答がありました。

(3) 続いて，肘井委員から地裁委員会の広報と傍聴について提言がなされ，併せてテーマ選定等の方法について質疑応答がありました。

(4) 次回委員会は，新営された小樽支部庁舎に赴き，庁舎内を見学した後，「国民に利用しやすい裁判所施設」というテーマの下，より利用しやすくするための改善点等がないかを協議することとし，併せて肘井委員から「弁護士会における支部問題」についても報告をすることとなりました。

（議事概要は，次ページ以降に記載しています。）

5 議事等

(以下、発言者は、 : 説明者, : 委員長, : 委員, : 庶務と表示)

(1) 裁判員裁判の実施状況報告

半藤刑事首席書記官から、前回の地裁委員会以降に公判の開かれた裁判員裁判の実施経過の概要と今後の公判予定について報告がなされた。また、肘井委員(弁護士会所属)から、裁判員裁判における弁護人を経験した立場から、準備、経過の概要と感想が述べられた。

裁判員裁判に対する被告人からのアンケートというものは実施しないのですか。

裁判員制度制定の検討時に、裁判員裁判で審理するかについて被告人に選択を認めるかという議論がありました。日本で過去実施された陪審制度では、被告人は陪審による裁判と裁判官による裁判のいずれかを選択することができるものとしていましたが、望まない被告人が多く、陪審制度は結局休止となったという経緯をふまえ、国民参加の下に新たな制度を作るからには、一定の事件は必ず裁判員裁判とするということを前提でスタートしたものです。以上のように、裁判員裁判とするか否かについて被告人の意見を取り入れることにはなっていないため、被告人を対象としたアンケートは実施していないものと思われま

す。裁判は被告人のものでもあるし、今後の裁判員制度を考える上で参考になるのではないかと思います。アンケートという形でなくても良いとも思うのですが。

刑を受けた人へ取材したマスコミ報道から伝わってくることもあるかもしれません。

公判において、裁判員から一言も言葉が発せられなかった場合、被告人はどのように判決を理解するのか疑問です。

法廷の中で裁判員が質問をするかどうかということと、評議の中で活発な議論が交わされたかということは別なことかと思

います。裁判員経験者に対するアンケートの中で、十分な評議はなされたかという項目があり、その結果は公表されています。それによると、大半の経験者は十分な評議はできたというものでした。

裁判官が質問をすると、被告人も何を裁判官が問題としているか分かると思

います。裁判員も質問すると、一般国民である裁判員はどのような点を問題としているか分かると思

難しい問題だと思います。

今後、この制度を検証する上で必要なことで、ありがたい問題提起だと思います。
裁判員裁判については、今後も折に触れて報告したいと思います。

(2) 検察審査制度の現状について

札幌検察審査会久保局長から、札幌検察審査会における現状について報告がなされた。報告の概要は次のとおりである。

- ・ 受理件数，議決数
- ・ 審査の方法
- ・ 議決の拘束力
- ・ これまでの広報活動

会議の回数はどのくらいですか。

現在、札幌では月に1回です。事案が複雑であったり、資料が厚い場合は2回に分けています。申立件数によって変わりますが、昨年までは月に3回開催していました。全国的に見ると月2回のところが多いと思います。時間は、だいたい午前10時から午後3時くらいまでです。

申立人からも直接話を聞くのですか。

審査員が直接聞きたいという事案以外は、申立人からは聞きません。被害者や証人から話を聞く方が多いです。

審査される事件には、どのようなものが多いのですか。

一昨年は交通事故関係が8割くらいでしたが、昨年から色々な事件があります。

議事は誰が進行させるのですか。

選ばれた議長が進行します。審査員は半年ごとに半数が交代するため、前期に副議長をやっていただいた方が、次の期に議長をやるのが通例になっています。

審査会には、同じ事件で何度も申し立てることができるのですか。

できません。一度議決が出た事件について、再度申し立てることはできません。

会社員の方が審査員に選ばれると、会社を休まなければならない状況もあると思いますが、何か配慮していることはありませんか。

会社員の方が選任された場合には、要望があれば会社宛の郵便を出しています。そのため、特に苦情を言われたことはなく、むしろ、会社からがんばってくれと送り出されたという人が多いという状況です。

審査員と補充員で、手当に差はあるのですか。

同一です。

裁判員は一定の事由がなければ、選ばれることを拒否できないのですが、審査員

はどのようなのですか。

裁判員と同じです。

委員の方にお聞きしますが、裁判員と比較して、検察審査会のことにはあまり知られていない状況でしょうか。

明石歩道橋事故の件などを契機に、知った人が多いのではないのでしょうか。

申立てに対して自分なりに判断するといっても困難だと思いますが、議論をする中で審査会事務局としての見解や基準は示すのでしょうか。

事務局が誘導したという非難をされる可能性があるため、事務局の意見は示しません。審査員の方々の意見を出していただいた後に、分からないことがあれば説明するという方法で進行しています。

なぜ検察審査会は、裁判所の機関なのでしょうか。

戦後の設立時に、検察審査会は検察庁の処分に対する審査機関なので、所轄として裁判所ではないかということで裁判所の施設を使うことになったと思われれます。ただし、独立した機関ですので、事務局として色々お手伝いするけれど、審査については検察審査会が独立してやるという制度にしたということだと思います。

議決書は誰が作成しているのですか。

事務局の方で作成し、審査員に見てもらっています。時間的にも審査員に作成してもらうことは難しいと思います。

検察審査会の普及を図る点でご意見はないのでしょうか。

裁判員の時に行ったように、学校や地域で模擬審査をしたらおもしろいのではないのでしょうか。

裁判員の模擬では裁判員に有罪か無罪かを判断してもらいますが、検察審査会では、不起訴としたことが相当か、起訴すべきか否かを判断してもらうことになるので、異なるのではないのでしょうか。有罪に持ち込む確証があるとか、有罪となる事案だけでも、例えば被害者と示談ができるだろうから起訴猶予が相当かというような判断が模擬でできるかということ、なかなか難しいかもしれません。

検察庁を納得させるためには、どこがどうおかしいのかということを議決書の中で具体的に示さなくてはならず、難しいところです。

争点が明確になるものであればよいのですが、全てがそうではないでしょうから大変だと思います。

広報では、少なくとも月1回、例えば毎月11日に広報用のビデオを流したらどうでしょうか。

今回の説明を聞いて、これまで検察審査会について誤解をしていたことに気がつ

くことができましたので、これからもっと広報をお願いしたいと思います。

皆様のご意見を踏まえて、検察審査会について、より広報に力を注ぎたいと思います。

(3) 地裁委員会に対する提言とテーマ選定について

肘井委員から、地裁委員会に対し、次の提言がなされた。

- ・ 地裁委員会の傍聴については 様々な危惧があることから認められていないため、委員会の結果の広報は重要なものである。以前は広報誌を発行していたが、現在は議事録をホームページに掲載しているのみである。単に議事録をホームページに掲載するほかに、より市民が興味を持つような工夫を検討できないか。
- ・ すべての回で傍聴を認めることはできなくても、ある種のテーマであれば傍聴を認めても良いのではないか。

地裁委員会の広報については、当初はどこの庁でも紙ベースであったと思いますが、予算の問題などにより、次第にホームページに移行しています。

当初は、「ライラック」という専門の広報誌を作成していましたが、裁判所内で印刷していたため、発行部数は限られていました。後になって、発行部数の多い「地裁ニュース」という当庁の広報誌に記事を掲載するようになりましたが、紙媒体の広報誌を作成するのは、予算の関係で困難になりました。また、「地裁ニュース」自体も、発行しても特に反応がなく、現在は休止となっています。

例えば、ホームページの中で工夫をすることはできるのではないのでしょうか。議事録だけ掲載していても見ないのではないのでしょうか。

また、市民に知らせたいというテーマが、これから出てくるのだろうかという疑問もあります。市民に知らせたいというテーマを設定すべきではないかと思います。

紙ベースのでもなくとも良いというのであれば、検討、工夫の余地はあるかもしれません。テーマによっては、写真を掲載することもできるかもしれませんし、もう少し分かりやすいものにすることもできるかもしれません。少し検討させてください。

傍聴の関係では、ホームページの工夫の中で検討することでは不十分だという趣旨でしょうか。

そのような点を含めて、少し時間をかけて検討してほしいと思います。

傍聴を認めることとなれば、施設的な問題や日程の告知方法の問題など、難しい点があると思います。ただ、今回は委員の方がすべて揃っていないため、皆さんお揃いのところでご意見をお伺いしたいと思います。

個人の意見としては、開かれた裁判所といっても、何から何までも公開すればよ

いとは思いません。この地裁委員会で開かれた裁判所というのであれば、何がテーマとしてあり得るのか非常に難しいと思います。

私は3月まで勤務していた裁判所でも地裁委員会委員を務めていましたが、そこでは委員の方からプレゼンテーションと言いますか、いろいろなテーマをあげていただき、こういったことを裁判所は考えられるでしょうかという形で行っていました。

私は、司法委員、民事調停委員をやっていますが、これらは国民が司法手続に参加するという意味で開かれた裁判所の一つの形だと考えています。調停制度に関する広報をもっとやったら良いのではないかと考えていますので、調停制度の広報のあり方についてテーマとすることも良いのではないのでしょうか。

先ほど委員からのプレゼンテーション方式と言う話もありましたので、それでは委員から、調停制度、民事事件における国民参加というテーマをプレゼンテーションしていただけますでしょうか。

私も今回初めて委員として出席しましたので、次回ではなく、もう少し後にしていただきたいと思います。

先ほどの開かれた裁判所というのは、今までは裁判所は自分の目線で物事を考えていた、それを市民目線・国民の目線から見て裁判所はどう社会と付き合わなければならないのかを皆さんのご意見を聞くことと、裁判は国民から利用されるものでなければならない、利用しやすい裁判所を作るこの意味があると思います。

そうした趣旨から、この度、小樽支部の庁舎が新営され、既に執務が開始されていますが、次回の委員会で新庁舎を皆さんに見ていただき、新たな小樽支部庁舎で利用性の向上を図るために工夫する点はないかということに関して、皆さんのご意見を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

小樽支部で開催するのであれば、弁護士会でも支部問題を取り上げてますので、そちらも議題に取り上げていただきたいと思います。弁護士会では、支部で取り扱う事件が徐々に減っているのではないかと、国民はどこにいても等しく裁判を受ける権利があるわけですので、支部の経験や裁判官の問題で不公平があってはいけないという問題意識があるので、それらについての協議もしたいと思います。

では、次回は小樽支部において、利用しやすい裁判所というテーマにしたいと思います。小樽支部の建物はできていますが、現在、外構工事を行っているところですので、次回の日時については、後日調整させていただきます。

(4) 地裁委員会における提言に対する結果報告

庶務から、第23回地裁委員会において委員から提言のあった庁舎外の案内板改善

について、既存の庁舎外案内板に本館と別館の機能を明示することとなり、現在、高裁において発注段階であることを報告した。